

狛江市物価高対策事業者支援金 申請要項

狛江市では、市内事業者の負担を軽減するとともに、その事業の継続を支援するため、物価高による影響を受けている市内事業者へ、狛江市物価高対策事業者支援金を交付します。

1 ページ	表紙
2 ページ	交付対象者・交付要件 支援金額
3 ページ	提出書類
4 ページ	支援金の申込み
5 ページ	申請から交付までの目安 決定の取消 支援金の返還 お問合せ

ページ番号は紙面上部に記載しています

【お問い合わせ】

狛江市 地域文化スポーツ部 産業振興課

☎ 03-3430-1111（内線 2225） 平日 8：30～17：00 ※年末年始除く

✉ syokankkr01@city.komae.lg.jp

◆1 交付対象者・交付要件

- (1) 本支援金の交付対象者は、次のいずれかに該当する者であって、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者又は、一般社団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、学校法人若しくは医療法人等であること。
 - ア 市内に本店又は支店の登記がある法人
 - イ 市内に事業所、事務所、店舗その他これに準ずるもの（ただし、駐車場、倉庫及びレンタルスペース等を除く。）を置いて事業を営んでいるものであって、確定申告等により、市内に事業所等を有することが確認できる個人事業主
- (2) 令和 8 年 9 月 1 日現在で市内に営業実態のある事業所等を有し、市内で事業を営むことによって事業収入を得ており、かつ、事業を継続する意思があること。
- (3) 申請時点において営業許可の取消し又は営業停止の行政処分を受けていないこと
- (4) 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に規定する公共法人でないこと 注 1
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を行う者ではないこと
- (6) 狛江市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 17 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者ではないこと
- (7) 宗教活動又は政治活動に関係する者ではないこと
- (8) 営業に関して必要な許認可等を取得していること
- (9) 納期限が到来した市税の滞納がないこと

（注 1）法人税法別表第 1 に規定する公共法人：沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、港務局、国立大学法人、社会保険診療報酬支払基金、水害予防組合、水害予防組合連合、大学共同利用機関法人、地方公共団体、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方住宅供給公社、地方税共同機構、地方道路公社、地方独立行政法人、独立行政法人、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本下水道事業団、日本司法支援センター、日本中央競馬会、日本年金機構、日本放送協会

◆2 支援金額

本支援金は交付対象者ごとに 1 回限り行うものとし、市内に複数の事業所等がある場合でも加算はしないものとします。

法人	10 万円
個人事業主	5 万円
法人で令和 8 年 9 月 1 日現在で事業開始後 1 年未満の法人	5 万円

※本支援金は予算の範囲内で交付します。

◆3 提出書類

全ての申請者が共通で提出する書類	
(1) 狛江市物価高対策事業者支援金交付申請書（第1号様式） 必要事項を全て記入の上、提出してください。電子申請の場合は、電子申請フォームに入力の上送信してください。	
事業者区分ごとに提出する書類	
事業者区分	提出書類
法人	(1) 履歴事項全部証明書の写し（直近3ヶ月以内のもの） (2) 法人税申告書のうち、別表1の控えの写し (3) 法人税申告書のうち、法人事業概況説明書の控えの写し (4) 確定申告書を提出した事実を確認できる資料 注2
A 個人事業主 （「青色申告を行った者」）	(1) 所得税及び復興特別所得税の確定申告書のうち、第1表の控えの写し (2) 所得税及び復興特別所得税の確定申告書のうち、青色申告決算書の写し (3) 確定申告書を提出した事実を確認できる資料 注2
B 個人事業主 （「白色申告を行った者」）	(1) 所得税及び復興特別所得税の確定申告書のうち、第1表の控えの写し (2) 所得税及び復興特別所得税の確定申告書のうち、収支内訳書の写し (3) 確定申告を提出した事実を確認できる資料 注2 (4) 個人事業主を証明する書類 例) 令和7年中に締結した「業務委託契約書」の写し等 ※業務委託契約等に基づく事業収入を主たる収入としており、「雑所得（その他）」等として白色申告を行った方は（4）も提出してください。
該当する方のみ提出する書類	
※令和8年9月1日現在で事業開始後1年未満の事業者	上記事業者区分ごとに提出する書類が提出できない場合は、市内で事業を営んでいることが証明できる書類 例) 開業届の写しなど

※上記のほか、提出をお願いする書類等がある場合もあります。

（注2）e-Taxでの申告や、書面での提出（令和7年1月からの「收受日付印」廃止に伴う措置）により、申告書の控え等に受付印が押印されません。そのため、確定申告書の提出の事実を確認するため、ご自身の提出方法に合わせて以下のいずれかの書類を提出してください。

①e-Tax の「受信通知」(※e-Tax で申告された方のみ)

e-Tax を利用して申告された方は、申告データと一緒にメッセージボックスに格納される「受信通知」を印刷してご提出ください(別表 1 及び第 1 表の写しのみでは提出の証明になりません)。

②申告書等情報取得サービス(オンライン)

パソコンやスマートフォンから、提出済みの申告書データを PDF 形式で取得できる国税庁のサービスです。

※ご利用にはマイナンバーカードが必要です。

③保有個人情報の開示請求(オンライン・郵送・窓口)

税務署に対して開示請求の手続きを行うことで、提出した申告書の写しを取得できます。

※開示請求には、手数料がかかります。

※申請から写しの交付まで、1 ヶ月程度の時間がかかります。

④税務署から交付されるリーフレット(※紙で提出された方)

紙の申告書を提出した際、希望者には「受付日付」と「税務署名」が記載されたリーフレットが交付されます。

※リーフレットを提出した後に交付依頼した場合は、日付・税務署名の記載がないものとなり、日付と税務署名の記載のないものは証明として使用できませんのでご注意ください。

上記①～④の手続きに関する詳細は、以下の国税庁ホームページをご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/pdf/0023001-078.pdf#page=6>

⑤令和 8 年度分の市町村民税の課税証明書・非課税証明書の取得

お住まいの市区町村で取得できます。

※写しの交付には自治体所定の手数料がかかります。

◆ 4 支援金の申込み

受付期間	令和 8 年 10 月 1 日(木曜日)～令和 9 年 1 月 29 日(金曜日) ※ただし、土日祝日は市役所が閉庁日のため、 持参 される方は 令和 9 年 1 月 29 日(金) までに産業振興課窓口へ提出、 郵送 される方は 同日必着 で送付いただきますようお願いいたします。	
申請方法	電子申請又は申請書の提出にて受け付けます。 ▶電子申請フォーム https://logoform.jp/form/SuTL/1789458 ▶申請書の提出 持参の場合 狛江市役所 2 階 産業振興課窓口へ提出 郵送の場合 〒201-8585 狛江市和泉本町 1-1-5 産業振興課宛て	 電子申請フォーム

◆5 申請から交付までの目安

申請から審査・決定を経て振込までおおよそ1ヶ月半を予定しています。

※本支援金は振込をもって決定したものとみなします。決定通知等は交付しませんのでご注意ください。

※提出書類等に不備がある場合や、市税の納付状況の確認が取れない場合は、上記目安より時間がかかる場合があります。

※本支援金は「課税対象」です。確定申告を行うときは、収入として計上する必要があります。

◆6 決定の取消

申請者が偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき等、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

◆7 支援金の返還

支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて返還していただく場合があります。

◆8 お問い合わせ

狛江市地域文化スポーツ部産業振興課商工・観光係(平日 8:30~17:00※年末年始を除く)

☎ 03-3430-1111 (内線 2225) ✉ syokankkr01@city.komae.lg.jp

詳細はこちらをご確認ください。

【市役所ホームページ】 <https://www.city.komae.tokyo.jp/index.cfm/41,125150,318,html>



市ホームページ